

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成 28 年度第 1 回高松市社会福祉施設整備等審査会
開催日時	平成 28 年 6 月 2 日（木） 午前 9 時 30 分～午前 12 時 00 分
開催場所	高松市役所 3 階 32 研修室
議 題	<p>(1) 会議の公開について</p> <p>(2) 平成 29 年度社会福祉施設整備等に関する審査について</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 整備方針（平成 29 年度整備事業等）</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 審査スケジュール</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ 審査基準（整備計画評価項目等）</p> <p style="margin-left: 2em;">エ 整備計画評価表採点の根拠</p> <p>(3) 社会福祉法人の設立認可に関する審査について</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 法人設立計画の概要説明及び審査</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 法人設立予定者に対するヒアリング</p> <p style="margin-left: 2em;">ウ その他</p>
公開の区分	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	審議事項に整備計画の採点の配点基準及びヒアリング対象法人の選定方法が含まれることから、高松市情報公開条例第 7 条第 2 号及び第 5 号に該当
出席委員	山下委員、石井委員、中村委員、川原委員、佃委員、藤本委員、平野委員
傍 聴 者	0 人 (定員 10 人)
担当課及び 連絡先	健康福祉総務課指導監査係 839 - 2372

審議経過及び審議結果

開会

議事録の署名人として川原委員を指名

(1) 会議の公開について

事務局から、会議の公開について、次のとおり説明した。

原則として公開とする。ただし、事業者に対してヒアリングを行う第 2 回以降の審査会及び整備計画の評価結果に係る審査会は、高松市情報公開条例上の非公開情報を取り扱うため、非公開が適当である。

また、本日の会議のうち、議題 (2) 「平成 29 年度社会福祉施設整備等に関する

る審査について」のエ「整備計画評価表採点の根拠」については、整備計画の総合評価点を算出するための評価の視点ごとの採点の基準を定めるものであり、非公開が適当である。

議長が、各委員に諮ったところ、全員異議なく、原案のとおり承認した。

(2) 平成 29 年度社会福祉施設整備等に関する審査について

ア 整備方針（平成 29 年度整備事業等）

事務局から、今年度の社会福祉施設等整備方針について、次のとおり説明した。

障害者福祉施設の整備は、受給者証所持者数及びたかまつ障がい者プランにおける目標値を上回っていることから、募集は行わない。

高齢者福祉施設の整備は、待機者数に対し 28 年度末までに新たに計画見込量を満たす 50 床を増床することや、類似施設の空き状況等を踏まえ、募集は行わない。

介護保険事業の整備は、介護老人保健施設の増床等 1 件、混合型特定施設入居者生活介護の創設等 1 件程度、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設 1 件、看護小規模多機能型居宅介護の創設 1 件を募集する。

児童福祉施設の整備は、幼稚園から認定こども園への移行の増改築等 2 件程度、幼保連携型認定こども園又は保育所の創設 4 件、増築・分園 4 件、改築・大規模修繕 2 件を募集する。また、放課後児童健全育成事業の創設等 1 件を募集する。

イ 審査スケジュール

事務局から、不正防止のため、不正行為が行われた場合に補助金の申請を辞退あるいは自主返還する旨の誓約書を、あらかじめ事業者から徴すること、また審査段階で不正行為が発覚した場合は、選定対象から除外することを説明した後、審査スケジュールについて、次のとおり説明した。

- ・施設等整備説明会 6 月 9 日（募集期間 6 月 9 日から 8 月 8 日まで）
- ・第 2～第 5 回審査会 9 月下旬～11 月中旬
- ・整備計画内定 11 月下旬
- ・補助協議 平成 29 年 1 月下旬～

ウ 審査基準（整備計画評価項目等）

事務局から、整備計画において確認すべき事項及び整備計画評価項目について、次のとおり説明した。

整備計画において確認すべき事項総括表は、審査の前段階として、整備計画が最低限の条件を満たしているかどうかを確認するもので、6 項目の確認すべき事項のいずれかに×印が入った整備計画については、審査対象外とする。

整備計画評価項目は、ⅠからⅦまでの項目において、さらに「評価の視点」を定めて評価する。評価の視点ごとの各点数を原則積み上げて算出した総合評価点が高い案件を、補助協議等の内定候補施設とする。

「整備計画評価項目の根拠」は、評価項目を設定した根拠について整理している。

整備計画を適正に評価するため、事業者に対して、理事会・評議員会での審議経過等が分かる議事録の作成及び提出を求める。

議長が、原案を適当と認めることを各委員に諮ったところ、全員異議なく、これを承認した。

エ 整備計画評価表採点の根拠〈非公開審議〉

事務局から、整備計画評価表採点の根拠について、整備内容ごとの評価の項目、基準及び配点を説明した。

議長が、原案を適当と認めることを各委員に諮ったところ、全員異議なく、これを承認した。また、議長が、高松市長に通知する評価項目等の審査結果の作成について、会長に一任することを提案したところ、全員異議なく、これを承認した。

(3) 社会福祉法人の設立認可に関する審査について

ア 法人設立計画の概要説明及び審査

事務局から、法人設立の概要及び設立審査結果を説明した。

イ 法人設立予定者に対するヒアリング

各委員から、法人設立予定者に対し、ヒアリングを行った。

以上で審議はすべて終了し、事務局から、第2回審査会を9月下旬で日程調整することを提案したところ、これが了承され、議長が閉会を宣言した。

閉会